

《基本点数》

	保護者の状況		1週当たり就労時間	点数
①労働	家庭外労働	通勤を伴う	1週 35 時間以上	50
		①被雇用者(雇用形態を問わない)	1週 30 時間以上 35 時間未満	45
			1週 25 時間以上 30 時間未満	40
		②自営業者	1週 20 時間以上 25 時間未満	35
	家庭内労働	自宅を職場とする	1週 35 時間以上	45
		①被雇用者(同上)	1週 30 時間以上 35 時間未満	40
			1週 25 時間以上 30 時間未満	35
		②自営業者(就労時間の規定がある場合のみ)	1週 20 時間以上 25 時間未満	30
内定	内定している就労によって、上記を準用		50~30	
②妊娠/出産	出産(産前産後8週間)		35	
③疾病/負傷/傷がい	入院(1ヶ月以上)		50	
	重度の心身障がい(保護者本人)		50	
	中度の心身障がい(保護者本人)		45	
	保育が困難との診断		50	
④介護	同居親族(長期入院等している親族を含む)の看護	入院者の付添(常時必要)	50	
		重度の障がい者等の介護	50	
	中度の障がい者等の介護	45		
⑤災害	自宅の災害復旧に要する時間を基に上記①家庭外労働を準用		50~35	
⑥その他	就学	就労のための各種学校	40	
		一般学生	20	

《調整点数》

ひとり親世帯		+60
保護者の通勤にかかる時間 (家庭外労働が対象)	終業時間に片道の通勤時間を加えた時刻が 17時以降となる場合	+5
	※1週当たり5日以上該当する場合のみ考慮 終業時間に片道の通勤時間を加えた時刻が 18時以降となる場合	+10

《同点で並んだ場合の考慮事項》

家庭の状況	優先度の考え方	家庭の状況	優先度の考え方
ひとり親世帯	高い	より収入が多い世帯	低い
家庭内労働者を含む世帯	低い	保育料に滞納がある世帯	低い
市内に児童の受け入れが可能な祖父母がいる世帯	低い	他に入所している(入所を予定している)低学年の児童がいる世帯	高い